

## 質 問 回 答

2024 年 6 月 24 日

「(案件名) アフリカ地域サヘル諸国における地方行政人材開発を通じた平和と安定強化プロジェクト」  
(公示日:2024 年 6 月 12 日/調達管理番号:24a00296)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.12 第 2 章【2】 第 2 条 業務の背景	配付資料「01-1. RD_ENG」、「01-2. RD_FRE」はともに PDM と PO の画質が悪く、判読が難しい。英版 P.14、P.15、P.24 の PO および仏版 P.24 の PO については左端が欠けています。画質の良いファイルまたはテキストデータの入った資料を再配付いただくことは可能でしょうか。	ファイルを配布いたしますのでご希望の方はガバナンス・平和構築部 平和構築室のメールアドレス (gpgpb@jica.go.jp) にご連絡下さい。なお、署名版は画質が悪いものしかいないため、内容が全く同一の署名前のファイルになります。
2	P.12、P.20 第 2 条 業務の背景 および 第 4 条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(3)本邦研修	本邦研修については、特記仕様書(案)第 2 条 業務の背景に記載のとおり、マリ地方自治体関係者のみを対象として実施することが想定されているのでしょうか。マリ以外の 4 か国の関係者については、本邦研修の対象とならないと理解してよいか、あるいは別途実施が想定されているかご教示ください。	基本的には、マリ国別研修として、マリ地方自治体関係者のみを対象に実施いたします。他方で、別途サヘル地域を対象とした課題別研修が実施中であり、右については基本的に事務所が対応するものの、人選等及び成果 3 の帰国研修員のフォローを本契約の中で支援する想定です。。
3	P.13、P.18、P.24、P.36 第 3 条 2. (2)段階的な計画策定 (P.13) 第 4 条 2.(1)詳細計画の策定	業務開始から 12 か月間を「計画フェーズ」「詳細計画策定フェーズ」とする一方、案件概要表には「詳細計画策定調査」を経て案件概要表を更新するといった記載もある。計画フェーズでの検討は、詳細計画策定調査によって決定され	計画(詳細計画策定)フェーズでの検討は、同フェーズの終盤に実施する本部ミッションによって決定する予定です。具体的な時期は未定です

通番号	当該頁項目	質問	回答
	(P.18) 第 5 条 2.技術協力作成資料 (P.24) 別紙 案件概要表 追補 2(P.36)	るという理解でよいか。詳細計画策定調査の実施時期はいつ頃を想定されているでしょうか。	が、2025 年第 2 四半期頃を見込んでおります。
4	P.16 第 3 条 2.(5)実施体制	セネガル事務所の広域企画調査員のブルキナファソ訪問は、年間で何回程度想定されているでしょうか。	今後決定する予定ですが、4 回程度／年を想定しております。
5	P.20 第 4 条 2.(3)本邦研修	マリ国「地方行政強化アドバイザー業務」では、本邦での国別研修を通じて作成されたアクションプランの実施フォローとアクションプランの一部について、パイロット事業として少額ではあるが予算支援を行い実施されています。本案件でも同様に、本邦研修で作成されたアクションプランの実施をプロジェクトが支援することが想定されているのでしょうか。	プロジェクトからの支出を伴うアクションプランの実施支援は想定しておりません。技術的な助言や実施状況のモニタリングを想定しております。
6	P.54 第 3 章 2.(9)3)ブルキナファソ国内の移動車両	レンタカー費用の見積のため、公用車の貸与予定時期をご教示ください。	何ら未定ですが、2024 年末頃までには貸与したいと考えております。
7	P.19 第 4 条 業務の内容(2)プロジェクトの活動に関する業務 活動1-1、活動1-2	活動 1-1 では、「各国の脆弱な地域の開発に関する政策、対象セクターに関する最新情報を取得すると共に、地方行政制度に関する情報を更新し、分析する」とあり、「各国の」となっている一方、同じ頁内で「※活動 1-1 及び活動 1-2 で実施する調査項目は以下のとおり(主にブルキナファソを想定)」と記載されています。活動 1-1 及び活動 1-2 については、対象 5 カ国の情報を集めつつ、ブルキナファソに関しては※で示された調査項目をより詳細に確認する、という理解でよろしいでしょうか。	活動 1-1 は 5 か国を対象とし、活動 1-2 はブルキナファソを中心に調査していただきたいと考えております。活動 1-2 のブルキナファソ以外の 4 か国については、研修やワークショップを通じて把握・確認いただく想定です。
8	P.19 第 4 条 業務の内容(2)プロジェクトの活動に関する業務	活動 1-4 の「研修及び域内と域外視察を実施する」は、P.29 の「3. 事業概要(2)プロジェクトサイト／対象地域名 1)	行政官研修に関し、現在のイメージは各国から 2 名程度、4 年間で 6 回

通番号	当該頁項目	質問	回答
	活動1-4	行政官研修(5か国)」を指すと理解しています。対象5か国の行政官研修(ブルキナファソ現地国内研修、第三国研修)に関して、想定されている研修参加者数及び研修回数を目安がございましたらご教示ください。	程度実施できればと考えております。他方で、詳細計画策定を経て柔軟に検討・確定したく存じます。
9	P.20 第4条 業務の内容(2)プロジェクトの活動に関する業務活動3-5	活動3-5の「帰国研修員のプラットフォームを立ち上げ、活動を促進する」における「帰国研修員」とは、本邦研修の帰国研修員を指すという理解で宜しかったですでしょうか。	御理解のとおりです。マリ国別研修及びサヘル課題別研修の帰国研修員です。
10	P.52 4. 見積作成にかかる留意事項 (5)定額計上について 3 経験共有ワークショップ／プラットフォームにかかる経費	経験共有ワークショップについて、P.19-20 における活動3-1、3-2、3-3、3-4が該当すると理解しています。本定額計上では、経験共有ワークショップの回数は合計何回を想定されていますでしょうか。	現在のイメージは4年間で5~6回実施したいと考えております。詳細計画で柔軟に検討・確定したく存じます。
11	p.3 (3)「当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。」	本体契約の見積書提出期限(7月5日)には、本体契約の見積書のみの提出でよろしいですか。	第3章4.(4)別見積についての1)~3)に該当する経費がある場合は同提出期限までにご提出ください。
12	p.19「活動1-3:特定された課題にかかる研修計画を策定する。」	「※活動1-1及び活動1-2で実施する調査項目は以下のとおり(主にブルキナファソを想定)」となっておりますが、活動1-3の研修計画は、サヘル5カ国の研修計画を策定する、という理解でよろしいでしょうか。	5か国を対象とした3分野毎(給水、保健、若年層)の研修計画の策定です。
13	p.19「活動1-4「研修及び域内と域外視察を実施する。」	域内とは本業務対象国のサヘル5カ国、域外とはコートジボワールやセネガル等の第三国、ということでしょうか。域外視察とは、コートジボワールやセネガル等で実施する第三国研修という理解でよろしいでしょうか。	域内・域外の定義は御理解のとおりです。域外視察は研修に限らず、グッドプラクティスの視察等も含まれるイメージです。
14	p.19「活動2-6:政府と住民委員会代表間の定期的フォーラムを開催する。」	定期的フォーラムとは、p.15「州レベルの若年層エンパワメント・ワーキンググループ」のことを指しているのでしょうか。	本案件では、行政サービスの提供における行政と住民の協働を重視しております。若年層エンパワメント

通番号	当該頁項目	質問	回答
			以外の村落給水及び地域保健でも、必要に応じ類似の委員会を設置・運営いただければと思います。
15	p.20「活動 3-5: 帰国研修員のプラットフォームを立ち上げ、活動を促進する。」	帰国研修員とは、本邦研修に参加したマリ人のみを指すという理解でよろしいでしょうか。	マリ国別研修に参加したマリ人及びサヘル課題別研修に参加したサヘル諸国(主に本技プロ対象国と同様)を指します。
16	p.25 再委託契約の仕様・想定規模。ベースライン調査、エンドライン調査。報告書の作成言語は日本語及びフランス語	ベースライン・エンドライン調査の作成言語が日本語及びフランス語となっておりますが、日本語への翻訳が可能な現地の業者を探すことは非常に困難です。日本語の代わりに英語で作成することは可能でしょうか。	英語で結構です。
17	p. 20 マリ国地方行政能力強化アドバイザー業務フェーズ2の本邦研修を実施	本業務に内包されるものは、25年度と26年度の本邦研修とそのフォローアップのみで、フェーズ2のPDMの達成等のフォローは本業務で考慮しなくてよいでしょうか。	本業務に内包されるものは、25年度と26年度の本邦研修とそのフォローアップのみです。
18	p. 20 マリ国地方行政能力強化アドバイザー業務フェーズ2の本邦研修を実施	2025年度から研修を本業務で引き継ぐ場合、前アドバイザー業務で実施した、もしくは実施する本邦研修の内容と大きな相違がない方が良く考えます。これまでに実施した研修のカリキュラム等は共有いただけますでしょうか。もしくは24年度に実施される研修をもとに25年度、26年度のカリキュラムを検討するような形でよいでしょうか。	24年度に実施される研修を基に、25年度及び26年度のカリキュラムを検討することをお願いいたします。
19	p. 20 マリ国地方行政能力強化アドバイザー業務フェーズ2の本邦研修を実施	2023年度マリ国別研修__報告書にある別添2についても共有をお願いできますでしょうか。	ファイルを配布いたしますのでご希望の方はガバナンス・平和構築部平和構築室のメールアドレス(gpgpb@jica.go.jp)にご連絡下さい。なお、個人情報保護のため、一部情報のみの配布となります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
20	p.52 定額計上の表の3 経験共有ワークショップに係る経費	会場費は含まれていますか。第三国で実施する場合の参加者の航空運賃は含まれていますか。第三国国内車両費は含まれていますか。また、参加者、業務従事者は何名を想定されていますか。	会場費、航空運賃及び車両費は含まれています。現在のイメージでは、参加者は10名程度、従事者は2名程度ですが、詳細計画で柔軟に検討・確定したく存じます。
21	p.52 定額計上の表の4 第三国研修に係る経費	会場費は含まれていますか。参加者の航空運賃、旅費は含まれていますか。また、参加者、業務従事者は何名を想定されていますか。	20を御参照ください。
22	p.45 (2) 1)業務の目途 ～～なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連し JICA が契約する～～国内機関への報告を含みます。	この、「上記の業務人月」は、業務量の目途 63.20 人月を指していますか、あるいは本邦研修2回分の業務人月 2.00 を指していますか。つまり、「国内移動手配に関連し」以下の業務は本体契約か本邦研修契約のどちらに含まれるのでしょうか。	本邦研修2回分の業務人月 2.00 を指します。「国内移動手配に関連し」以下の業務は本邦研修契約に含まれます。
23	p.52 定額計上の表の6 車両借上げ費	「パイロット事業(ブルキナファソ)で使用する車両」とありますが、これはパイロット事業の再委託先が利用する車両として、下の「7.パイロット事業の実施及びモニタリングに係る経費」とは別計上との理解でよろしいでしょうか。 またはライン省庁の出先機関、州局及びコミュニンの人員が利用する車両になりますか。RD の分担表ではカウンターパートのサイト移動手段は先方負担となっております。本邦専門家はパイロットサイトへの移動ができないため、本邦専門家の活動に要する車両はこの定額計上に含まれない(本見積りに計上)との理解です。	パイロット事業のサイトが、安全管理上、本プロジェクトのローカルコンサルタントが渡航できる地域の場合、当該ローカルコンサルタントによる車両の使用が想定されます。 パイロット事業の再委託先が車両を必要とする場合、再委託費に含んで計上いただくようお願いいたします。
24	P4 (3)日程	プロポーザル作成期間が同じ QCBS 案件では、質問の機会が2回設定されていますが、本案件は2回目の質問は、設定されないのでしょうか。	本案件の質問回答は1回です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
25	P11 3.その他留意事項 ②について	「②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。」とは、どのようなケースが想定されますでしょうか。	現地リソースを業務従事者として配置する場合は想定されます。
26	P.18 2. 本業務に係る事項 (1)詳細計画の策定	「なお、現地情勢に鑑み、詳細計画策定フェーズにあっても、試行的な研修及びパイロット事業等を実施するよう努める。具体的には、以下「(2)プロジェクトの活動に関する業務」の内、活動1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、3-1等である。同時に、これら以外の業務の一部を、先行して計画フェーズで実施することも妨げない。」とありますが、ここで示されている「計画フェーズ」とは、冒頭の「詳細計画策定フェーズ」とは、別のフェーズを指しているのでしょうか。	同じフェーズを指しています。案件開始から約12か月までです。
27	P.18 2. 本業務に係る事項 (1)詳細計画の策定	「サヘル地域の平和と安定クラスター事業戦略」の指標設定に係る活動の側面支援として想定されるおおよその人月や時期についてご教示いただけますでしょうか。	0.5人月程度で、2025年第2四半期頃を想定しています。
28	P.18 2. 本業務に係る事項 (2)プロジェクトの活動に関する業務	③成果3に関わる活動に「活動3-5:帰国研修員のプラットフォームを立ち上げ、活動を促進する。」とありますが、「帰国研修員」とは、第三国研修に参加した研修員を指すのでしょうか。また、本邦研修(マリ)参加者も含まれますでしょうか。	15を御参照ください。
29	P.18 2. 本業務に係る事項	各パイロット事業の実施期間や裨益対象人数・回数等、事業の規模感について、想定されているものがありましたらご	現時点では、300万円/件のパイロット事業を、5件×4コミュニティで積

通番号	当該頁項目	質問	回答
	(2)プロジェクトの活動に関する 業務 ②成果2に係る活動	教示いただけますでしょうか。	算いただけますと幸いです。詳細計画で柔軟に検討・確定したく存じます。
30	P.18 2. 本業務に係る事項 (2)プロジェクトの活動に関する 業務 ①成果1に係る活動	<p>活動 1-4: 研修及び域内と域外視察を実施するについて、</p> <p>① 実施する研修の対象となる行政官は地方分散化行政の職員及び地方自治体の職員を想定されていますでしょうか。</p> <p>また、「域内と域外の視察」に関して、</p> <p>②「域内」に含まれる国は、サヘル 5 개국、セネガル、コートジボワール等であるとの理解でよろしいでしょうか？具体的に含まれる国名等、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>③「域外視察」の対象国は、日本及び上記②以外の国との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>④域内及び域外視察にかかる経費(参加者の日当、宿泊費、交通費等)は、一般業務費で計上するとの理解でよいでしょうか。</p> <p>あるいは、定額計上に含まれる場合は、P51～53 に掲載されている定額計上経費のうち、どの「対象とする経費」に該当するかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>①基本的には分散行政の行政官を想定しておりますが、必要に応じ地方自治体の職員を対象とすることを厭いません。</p> <p>②、③13 を御参照ください。</p> <p>④ P52 の定額計上 4 に含まれます。</p> <p>本回答をもって定額計上 4 を「第三国研修及び域内・域外視察にかかる経費」に訂正します。</p>
31	P.18 2. 本業務に係る事項 (2)プロジェクトの活動に関する 業務 ①成果1に係る活動	活動 1-4 で実施する研修の想定される実施回数や規模について、想定されているものがありましたらご教示いただけますでしょうか。	8 を御参照ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
32	P.31 3. 事業概要 (5)事業実施体制 2)ブルキナファソ	セクター別ワーキンググループが村落給水、地域保健、若年層エンパワメントの3分野で設置を想定されていますが、このワーキンググループは、p.15 ③若年層エンパワメントで記載されている「州レベルの若年層エンパワメント・ワーキンググループ」と同じものを指していますでしょうか。	別のものです。セクター別ワーキンググループは、中央と地方の行政官及び自治体関係者が参加し、情報共有や意思疎通を図るものです。若年層エンパワメントの州レベルのワーキンググループは、特にパイロット事業の実施において、州レベルでコーディネーションを担う組織で、民間も含めた関連諸団体も入るイメージです。
33	P45 (2)業務量目途と業務従事者構成 1)業務量の目途	P45(2)1)業務量の目途が、約 63.20 人月とあり、「本邦研修(または本邦招へい)2 回分に関する業務人月 2.00 を含みます(本経費は定額計上に含まれます。)」と記載されています。よって、本邦研修を除く全体人月は、約 61.20 人月の理解でよろしいでしょうか。 また、当該要員は別契約で本邦研修を実施すると認識しておりますが、要員計画の中に当該要員を明記する必要はありますか。それとも、要員計画には記載せず、別契約時に担当者を示すだけでよろしいでしょうか。	本邦研修を除く全体人月は約 61.20 人月です。 また、本邦研修の要員も要員計画に記載ください。
34	P.51 (5)定額計上について 1 安全対策経費	安全対策経費の費用項目は戦争特約保険料と一般業務費(特殊要人費)と記載がありますが、戦争特約保険料は、旅費(その他)に含まれます。定額計上は合算した 26,376,000 円が記載されていますが、戦争特約保険料と、一般業務費、各費目に分けた金額をご提示いただけますでしょうか。また、衛星電話を含め安全対策経費に係るすべての支出は、こちらの定額計上から検出できると考えてよいでしょうか。	戦争特約保険料 22,056,000 円、一般業務費(特殊備人費)4,320,000 円を想定しています。衛星電話を含むその他の安全対策経費は含まれておりません。



通番号	当該頁項目	質問	回答
		か。	
35	P.51 (5)定額計上について 1 安全対策経費	セキュリティオフィサーは、どのような貼り付けを想定されていますでしょうか。セキュリティオフィサーは、単価がどれくらいで何 MM 程度を想定していますでしょうか。	ブルキナファソにおいて、ワガドゥグ市及びパイロット事業対象サイト周辺の安全に係る情報収集をもらうことを想定しております。単価は150,000～180,000 円で、24 人月程度を想定しております。
36	P.51 (5)定額計上について 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費	項目 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費で含まれるものは、p.19②成果に関わる活動の「活動 2-6: 政府と住民委員会代表間の定期的フォーラムを開催する。」にかかる費用でしょうか。	活動 2-6 以外にも、ブルキナファソで実施されるパイロット事業の実施において必要となる研修及び会議等が含まれます。
37	P.51 (5)定額計上について 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費	項目 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費が定額計上となっておりますが、JCC 開催に係る経費(会場費、軽食費、資料作成費、参加者交通費等)は、こちらの定額計上から捻出できますでしょうか。本見積りに計上が必要でしょうか。	JCC 経費はこちらの定額計上に含めていただけます。
38	P.51、52 (5)定額計上について 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費 3 経験共有ワークショップ／プラットフォームにかかる経費	研修や経験共有ワークショップで通訳を利用する場合、その費用は「2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費」や「3 経験共有ワークショップ／プラットフォームにかかる経費」として、定額計上に含まれるのでしょうか。	一般業務費に計上いただくようお願いいたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
39	P.52 (5)定額計上について 4 第三国研修にかかる経費	項目 4. 第三国研修に係る経費には業務従事者の航空賃が含まれております。この航空賃は、日本から第3国研修開催国までを想定していますか。パイロットプロジェクト実施国であるブルキナファソから出発をする想定で、ブルキナファソから第3国研修開催地でしょうか。	ブルキナファソ⇄第三国を想定しております。他に効率的な航路があれば、排除の意図はありません。
40	P.52 (5)定額計上について 6 車両借上げ費	パイロット事業の実施及びモニタリングは今回再委託で、モニタリング等で使用する車両費は再委託費に含まれていると認識していますが、項目6 車両借上げ費として、パイロット事業(ブルキナファソ)で使用する車両と記載があり、誰が使用することを想定していますか。 また、当該経費の中には、運転手の日当・宿泊費は、含まれていますでしょうか。	23を御参照ください。運転手の日当及び宿泊費を含みます。
41	P53 (5)定額計上 10 本邦研修に係る経費  P20 第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) (3)本邦研修	貴機構の3月に行われた説明会では、本邦研修の事前準備業務にかかる標準人月の説明があり、7月公示から適応予定と伺っております。今回本邦研修は2回実施とありますが、提示されております2.0人月には、実施に係る日数のみで、事前準備業務にかかる標準人月(1.41MM/回)は含まれていないと想定されます。 P20 (3)本邦研修では、「発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠」とありますので事前準備業務に係る標準人月分は、実施の際に考慮されるのでしょうか。	本邦研修の2.0人月に事前業務にかかる標準人月は含まれておりません。本案件においては、本体契約に計上ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
42	P.53 (5)定額計上について 10 本邦研修に係る経費	10 項目定額計上となりますが、これらはすべて実費精算となるのでしょうか。	定額計上の業務毎に実費精算方式もしくはランプサム方式を適用して精算します。詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン」を参照ください。
43	P54 (9)その他留意事項 2)ブルキナファソへの渡航	「ブルキナファソへの渡航を計画する際は、主管部に対し、原則として渡航 3 か月前までに希望日の提出してください」とあります。 これを踏まえると、初回のブルキナファソの現地渡航スケジュールについては、業務開始後(履行開始後)から 3 か月後を目途に計画することが望ましいでしょうか。 全体スケジュールに大きく影響すると懸念しますので、履行開始後、第 1 回目のブルキナファソ渡航スケジュールに関する目安等ありましたら、ご教示ください。	9 月上旬から 2~3 名ずつ順次渡航いただけるよう、予め枠を調整しております。
44	p.51, 第 3 章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5) 定額計上について 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費	定額計上の該当箇所として「第 2 章 特記仕様書(案) 第 4 条 2. (2) ②」が記載されています。本定額計上は、成果 1 ではなく、成果 2 に対応しているという理解で正しいでしょうか。 具体的に、「ブルキナファソ現地国内研修・会議」がどの活動番号に対応しているか、ご教示ください。	御理解のとおり、成果 2 に対応しております。
45	p.51, 第 3 章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5) 定額計上について 2 ブルキナファソ現地国内研修・会議にかかる経費	pp.30-31 に示された、ステアリング委員会、モニタリング技術委員会、並びにセクター別ワーキンググループへの参加者の旅費は、当該経費の中から支払うこととなりますでしょうか。	ステアリング委員会の費用はブルキナファソ政府が負担します。他 2 つに関しては、御理解のとおり定額計上からの支出となります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
46	<p>p.52, 第 3 章 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5) 定額計上について</p> <p>5 研修参加者用文具セット</p>	<p>定額計上の該当箇所として「第 2 章 特記仕様書(案) 第 4 条 2. (2) ①及び③」が記載されています。本定額計上は、成果1及び成果3に対応しているという理解で正しいでしょうか。具体的に、「ブルキナファソ現地国内研修・会議」並びに「第三国研修」がどの活動番号に対応しているか、ご教示ください。</p>	<p>成果 2 にも対応いたします。ブルキナファソ現地国内研修・会議は成果 2、第三国研修は成果 1 です。</p>

以上